破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４３３号
福岡市西区生の松原３丁目18番３号
債務者　髙山　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２号
静岡県富士宮市朝日町５番18号、前住所静岡県富士宮市阿幸地町239番地
債務者　松浦　佳子（旧姓田中・中野）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５４号
岐阜県海津市海津町内記421番地　コーポ竜Ｂ棟501号
債務者　吉田　香織
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
静岡県浜松市中区和合町220番地の2012、前住所静岡県浜松市中区和合町２番地の１
債務者　加納　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
山口県宇部市島３丁目７番15―202号
債務者　安本こと　崔　　和男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８１号
山口県宇部市東藤曲２丁目６番８－３号
債務者　杉本　純子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１４７号
千葉県成田市西三里塚１番地1333　サンハイツＡ－１Ｂ
債務者　星野　朋子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７０号
千葉県佐倉市石川285番地１　サンビレッジスプリングランドＢ―102
債務者　横尾　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７９号
千葉県四街道市吉岡1692番地17
債務者　松浦　麻子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５５号
千葉県木更津市清見台南１丁目14番Ｃ棟203号
債務者　小菅　啓祐
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２２５号
愛知県岡崎市上地３丁目26番地７　タウンズ203
債務者　高橋　　恵（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
高知県土佐市宇佐町宇佐2274番地の１
債務者　鳴瀧　慎子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３４号
埼玉県草加市神明１丁目５番16号　アルマカンⅡ―201号
債務者　山口　礼好（旧姓藤田・武田）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
埼玉県坂戸市芦山町５番地10　セキヤガーデンハイツ107号室、前住所埼玉県上尾市大字平方領々家590番地７
債務者　野崎　裕治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０３号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1523番地33
債務者　野口　賢一
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９４号
静岡県沼津市桃里292番地　リバーパレス101
債務者　中村　幸代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
静岡県御殿場市中山470番地の９
債務者　石井　博之
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係